

事務局長	係長	係

文 書 関 覧 押 印 欄					
文書取扱員	部 長	所 属 長	係 長	係 員	

8宗コ協第296号

令和8年9月8日

宗像市監査委員 山下 稔 様

宗像市監査委員 北崎 正則 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(市民協働部コミュニティ協働推進課)



定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

令和8年8月28日付8宗監第77号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。



220304 措置状況報告

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（コミュニティ協働推進課）

定期監査実施日：令和7年6月24日

監査対象年度：令和6年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
（1）市民活動交流館の光熱費について 口座引落しによって支払をしている市民活動交流館の光熱費について、令和7年3月中の引落口座管理の際、電気料金以外の支払発生を想定しておらず、3月25日～31日の水道代・電話代の支払により、引落口座の残高が電気代の請求金額未満の状態となった。そのため電気料金引落しができず、その後4月25日に支払ったが、日数が経過したため延滞金が発生した。引落口座の管理については複数職員で確認する等、適正に支出管理を行われない。 （2）市民活動交流館の管理について 市民活動交流館利用申請書兼許可書を確認したところ、市職員ではないものが課長決裁をしている許可書が見受けられた。宗像市市民活動交流館条例第17条によれば、交流館内の宗像市男女共同参画推進センターを利用しようとするものは市長の許可を受けなければならないため、条例の規定どおり市職員の決裁をもって利用を許可するよう取扱いを改善されたい。	（1）市民活動交流館の光熱費について 市民活動交流館の光熱水費及び電話料金の支払い日・請求金額を事前に確認する一覧表の作成、及びメール等での支払額通知サービスを活用することで、支出管理の徹底に努めました。加えて、口座の残高や毎月の引き落としの状況について、複数の職員での確認を徹底しました。 （2）市民活動交流館の管理について 市民活動交流館利用申請書兼許可書の様式を改め、男女共同参画推進センター（結工房）の利用については、他の会議室等と同様にコミュニティ協働推進課長による決裁をもって利用を許可するよう取扱いを改善しました。